

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成19年1月30日

長野市監査委員	小林昭人
同	高波謙二
同	松木茂盛
同	平瀬忠義

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>20 火葬残灰の処分委託について (報告書 84ページ)</p> <p>長野市斎場から発生する火葬残灰については、金など有価物を含んでいることから平成13年度までは売却をしている。</p> <p>平成14年度については、今までの売払い方式で行うのか、一般的に不要なものの処分として費用を計上して行うのか検討したものの結果が出ず、平成15年度に至り、残灰の処理として指名競争入札を行っている。</p> <p>しかしながら、4者を指名し競争させたものの全ての者が1円入札したため、くじにより業者を決定している。</p> <p>この結果は、指名競争を実施する時点で過去の実績からみて、火葬残灰は、有価物(金等)を含んでいることが分かっていたことから当然想像できたものと思われる。今後は、従前実施していた売却処分とすべきである。</p>	<p>火葬残灰の処分については、骨灰を扱うという特別な事情から、その扱いには人道的な配慮が必要であると思われ、他自治体への処理状況の照会調査の結果を見ても、売払うことによる遺族感情の悪化を懸念する回答が目立った。</p> <p>また、処分委託をする場合も、有価物を含んでいることから、その予定価格を適正に積算するのは困難である。</p> <p>これらのことを踏まえ、適正な処分方法を検討した結果、まず火葬に際し、遺族に必要な遺骨等以外を処理することについて口頭で了解を得た上で、遺族感情に配慮し、人道的に配慮した形での骨灰処理を仕様で指示し、その指示に沿った形での処理を条件とした上で、売払うのが最適であると判断した。</p> <p>これにより、平成18年11月に指名競争入札による売払いを実施し、同年11月30日付けで契約を締結した。</p> <p style="text-align: right;">(市民課)</p>